青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自己点検表作成日：　令和　　　年　　　月　　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  |
| 事業所名 |  |
| 指定サービス種類 | 居宅介護　／　重度訪問介護　／　同行援護　／　行動援護　　※該当箇所に ”○“  |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） | （ 氏名 ） |
| E-mailアドレス |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日　 |

■記載上の注意

・【４事業共通】は全事業所、【指定○○○○】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・【４事業共通】の「指定サービス」は、必要に応じて各事業の該当サービス（指定居宅介護等）に読み替えてください。

・共生型障害福祉サービスを行っている事業者は、対応する指定事業の項目を参照してください。（例．共生型居宅介護→指定居宅介護）

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

・平18厚告第546号：厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）

・平21厚告第176号：厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）

青森市　R5.5.22改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | 【４事業共通】（１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適□不適 |
| 【指定居宅介護】（４）事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | ・条例第6条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（５）事業は、行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | ・条例第6条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（６）事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | ・条例第6条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定行動援護】（７）事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | ・条例第6条第4項 | □適□不適□該当なし |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　従業者の員数 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 | ・条例第7条 | □適□不適 |
| 【指定居宅介護】（２）従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。①介護福祉士②実務者研修課程修了者③介護職員初任者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、旧ヘルパー2級、看護師等含む）④障害者居宅介護従業者基礎研修⑤重度訪問介護従事者養成研修課程修了者⑥生活援助従事者研修課程修了者　　　　　　等 | ・平18厚告第538号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（３）従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。①介護福祉士②実務者研修課程修了者③介護職員初任者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、旧ヘルパー2級、看護師等含む）④障害者居宅介護従業者基礎研修⑤重度訪問介護従事者養成研修課程（追加課程及び統合過程）修了者⑥行動援護従事者養成研修課程修了者⑦生活援助従事者研修課程修了者　　　　　　等 | ・平18厚告第538号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（４）従業者は次の資格要件のいずれかを満たしているか。①同行援護従業者養成一般課程修了者（盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までは、同研修を終了したものとみなす。）②居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の直接業務に1年以上従事した者③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者 | ・平18厚告第538号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定行動援護】（５）従業者は、行動援護従事者研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（従前の知的障害者外出介護従事者養成研修修了者を含む。）で1年以上の実務経験を有する者か。※令和6年3月31日までは、経過措置として、（２）に該当し、知的・精神障害者又は障害児の直接業務に2年以上従事した者でも可能。 | ・平18厚告第538号 | □適□不適□該当なし |
| ２　サービス提供責任者 | 【指定居宅介護・指定同行援護・指定行動援護】（１）事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。①人員基準　事業の規模に応じて、次のイ～ニのいずれかの人員基準を満たす必要がある。イ　事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに１人以上ロ　従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上ハ　利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上ニ　ハの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している場合、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上②常勤換算方法により非常勤職員がサービス提供責任者となる場合　常勤職員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）の2分の1以上に達している者でなければならない。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 | ・条例第7条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（２）事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。①人員基準　事業の規模に応じて、次のイ、ロ、ハのいずれかの人員基準を満たす必要がある。イ　事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又はその端数を増すごとに１人以上ロ　従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上ハ　利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上②常勤換算方法により非常勤職員がサービス提供責任者となる場合常勤職員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）の2分の1以上に達している者でなければならない。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 | ・条例第7条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護・指定重度訪問介護】（３）サービス提供責任者は、次の資格要件のいずれかを満たしているか（相当する研修の修了者含む）。①介護福祉士②実務者研修課程修了者（旧基礎研修、旧ヘルパー1級、看護師等含む）③居宅介護従業者養成研修１級課程修了者④介護職員初任者研修課程修了者（旧ヘルパー2級含む）で、3年以上の介護等の業務に従事した者　　等 | ・条例第7条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（４）サービス提供責任者は、次のいずれかの資格要件を満たす者か。①（３）に該当し、同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者 | ・条例第7条 | □適□不適□該当なし |
| ２　サービス提供責任者 | 【指定行動援護】（５）サービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者（従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程等修了者を含む。）で、知的・精神障害者又は障害児の直接業務に3年以上従事した者か。※令和6年3月31日までは、経過措置として、令和3年3月31日において（３）に該当し、当該直接業務に5年以上従事した者でも可能。 | ・条例第7条 | □適□不適□該当なし |
| ３　管理者 | 【４事業共通】（１）専らその業務に従事する常勤の管理者を置いているか。※常勤かつ専従が原則であるが、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、次の①又は②による兼務が可能。①当該事業所の従業者（サービス提供責任者を含む。）との兼務。②同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等の範囲にある他の事業所、施設の管理者又は従業者との兼務（兼務の内容は問わないが、あくまで業務に支障がない場合に限られる）。 | ・条例第7条、第8条 | □適□不適 |

第３　設備に関する基準（※共生型障害福祉サービスは対象外です）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | 【４事業共通】（１）事業の運営（利用申込の受付、相談等）を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けている。※業務に支障がない場合は、区分がされていなくても当該事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 | ・条例第10条 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービスの提供に必要な設備及び備品は備えられているか。※特に感染症予防に必要な設備等に配慮すること。※業務に支障がない場合は、同一敷地内の他事業所に備え付けられた設備及び備品を使用できる。 | ・条例第10条 | □適□不適 |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | 【４事業共通】（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。※同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。 | ・条例第11条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項 | □適□不適 |
| ２　契約支給量の報告等 | 【４事業共通】（１）サービス提供及び変更に当たり、受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第12条第1項、第4項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）契約支給量の総量は、支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | ・条例第12条第2項、第4項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第12条第3項、第4項 | □適□不適 |
| ３　提供拒否の禁止 | 【４事業共通】（１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合④入院治療が必要な場合 | ・条例第13条 | □適□不適 |
| ４　連絡調整に対する協力 | 【４事業共通】（１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条 | □適□不適 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 【４事業共通】（１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第15条 | □適□不適 |
| ６　受給資格の確認 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条 | □適□不適 |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助 | 【４事業共通】（１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）支給期間の終了に伴う介護給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項 | □適□不適 |
| ８　心身の状況等の把握 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条 | □適□不適 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項 | □適□不適 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【４事業共通】（２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項 | □適□不適 |
| 10　身分を証する書類の携帯 | 【４事業共通】（１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ・条例第20条 | □適□不適 |
| 11　サービスの提供の記録 | 【４事業共通】（１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | ・条例第21条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第21条第2項 | □適□不適 |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【４事業共通】（１）利用者負担額以外に支給決定障害者等に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。※あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。 | ・条例第22条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者等から同意を得ているか。※１３の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（１）法定代理受領による場合、支給決定障害者等から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第23条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第23条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（３）（１）及び（２）のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、支給決定障害者等から受領する交通費は実費相当額となっているか。また、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 | ・条例第23条第3項、第5項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（４)（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者等に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第23条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | 【４事業共通】（１）他事業所の利用負担額も含め、利用負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・条例第24条 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第24条 | □適□不適□該当なし |
| 15　介護給付費の額に係る通知等 | 【４事業共通】（１）法定代理受領により市町村から介護給付費を支給された場合、支給決定障害者等に対しその額を通知しているか。 | ・条例第25条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。 | ・条例第25条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 16　指定サービスの基本的取扱方針 | 【４事業共通】（１）提供するサービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | ・条例第26条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事業者は、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第26条第2項 | □適□不適 |
| 17　指定サービスの具体的取扱方針 | 【４事業共通】（１）従業者が提供する指定サービスの方針は次に掲げるところとなっているか。①個別支援計画に基づき、利用者の日常生活に必要な援助を行う。②サービスの提供に際しては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。③サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。④常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。 | ・条例第27条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者が（１）の方針に従い適切にサービスを提供するよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第27条第2項 | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成 | 【４事業共通】（１）サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成しているか。 | ・条例第28条第1項、第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際に、利用者及びその同居の家族に対し計画の内容を説明し、計画を交付しているか。 | ・条例第28条第3項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）サービス提供責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（１）及び（２）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第28条第4項、第5項 | □適□不適 |
| 19　同居家族に対するサービスの禁止 | 【４事業共通】（１）従業者に対し、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。 | ・条例第29条 | □適□不適 |
| 20　緊急時等の対応 | 【４事業共通】（１）現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。 | ・条例第30条第1項、第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第30条第2項 | □適□不適 |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 【４事業共通】（１）支給決定障害者等が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | ・条例第31条 | □適□不適□該当なし |
| 22　管理者及びサービス提供責任者の業務 | 【４事業共通】（１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第32条第1項、第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス提供責任者は、個別支援計画の作成のほか、利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行っているか。 | ・条例第32条第3項 | □適□不適 |
| 23　運営規程 | 【４事業共通】（１）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑤通常の事業の実施地域（客観的にその区域が特定されるようにすること。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを行うことは差し支えない）⑥緊急時等における対応方法及び連絡体制⑦事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑧虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑨その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・条例第33条 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第33条 | □適□不適 |
| 24　介護等の総合的な提供 | 【指定居宅介護・指定重度訪問介護】（１）サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（※指定重度訪問介護の場合は、外出時における移動中の介護も含む）又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。 | ・条例第34条 | □適□不適□該当なし |
| 25　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。 | ・条例第35条第1項 | □適□不適 |
| 25　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 | ・条例第35条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第35条第3項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第35条第4項 | □適□不適 |
| 26　業務継続計画の策定等 | 【４事業共通】（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項 | □適□不適 |
| 27衛生管理等 | 【４事業共通】（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。 | ・条例第36条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | ・条例第36条第2項 | □適□不適 |
| 27衛生管理等 | 【４事業共通】（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第36条第3項 | □適□不適 |
| 28　掲示 | 【４事業共通】（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第37条 | □適□不適 |
| 29　身体拘束等の禁止 | 【４事業共通】（１）指定サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の13の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のためのための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の13の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項 | □適□不適 |
| 30　秘密保持等 | 【４事業共通】（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項 | □適□不適 |
| 31　情報の提供等 | 【４事業共通】（１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項 | □適□不適 |
| 32　利益供与等の禁止 | 【４事業共通】（１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項 | □適□不適 |
| 33　苦情解決 | 【４事業共通】（１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。※当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい | ・条例第41条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 33　苦情解決 | 【４事業共通】（３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項 | □適□不適□該当なし |
| 34　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 35　虐待の防止 | 【４事業共通】（１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2 | □適□不適 |
| 36　会計の区分 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。※例えば、指定居宅介護と指定重度訪問介護を一体的に運営している場合や、介護保険の指定訪問介護と一定的に運営している場合などにおいても、事業ごとの区分が必要となる。 | ・条例第43条 | □適□不適 |
| 37　記録の整備 | 【４事業共通】（１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。①11（１）のサービス提供記録②個別支援計画③33（２）の苦情の内容等の記録④21（１）の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録⑤34（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録⑥29（２）の身体拘束等に関する記録 | ・条例第44条 | □適□不適 |
| 38　電磁的記録等 | 【４事業共通】（１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の届出 | 【４事業共通】（１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34条の23 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費基本的事項 | 【４事業共通】（１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）指定サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、個別支援計画（指定行動援護においては、支援計画シート等を含む）に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注4・平18厚告第523号別表第2の1の注3・平18厚告第523号別表第3の1の注2・平18厚告第523号別表第4の1の注2 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）利用者が居宅介護等（指定重度訪問介護においては、療養介護を含む）以外の障害福祉サービスを受けている間（指定居宅介護及び指定重度訪問介護においては、共同生活援助サービス費を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児指定通所支援若しくは障害児指定入所支援を受けている間は、サービス費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注17・平18厚告第523号別表第15の1の注5・平18厚告第523号別表第2の1の注14・平18厚告第523号別表第3の1の注12・平18厚告第523号別表第4の１の注11 | □適□不適 |
| ２　居宅介護サービス費 | 【指定居宅介護】（１）居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）以上に該当する利用者に対して、指定事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適□該当なし |
| ２　居宅介護サービス費 | 【指定居宅介護】（２）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①区分2以上に該当していること。②平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。イ　歩行「全面的な支援が必要」ロ　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ハ　移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ニ　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ホ　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（３）家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（４）居宅における身体介護が中心である場合については、第２の１（２）①～③に掲げる者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定する。①第２の１（２）④に掲げる者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合　所定単位数の100分の70に相当する単位数②第２の１（２）⑤に掲げる者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合　重度訪問介護サービス費に規定する所定単位数（所要時間3時間以上の場合は、平18厚告第523号参照） | ・平18厚告第523号別表第1の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（５）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、第２の１（２）①～③に掲げる者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定する。①第２の１（２）④に掲げる者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護を行った場合　所定単位数の100分の70に相当する単位数②第２の１（２）⑤に掲げる者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護を行った場合　重度訪問介護サービス費に規定する所定単位数（所要時間3時間以上の場合は、平18厚告第523号参照） | ・平18厚告第523号別表第1の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ２　居宅介護サービス費 | 【指定居宅介護】（６）家事援助が中心である場合については、第２の１（２）①～③及び⑥に掲げる者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※第２の１（２）④及び⑤に掲げる者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注7 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（７）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、第２の１（２）①～③及び⑥に掲げる者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※第２の１（２）④及び⑤に掲げる者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注8 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（８）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、第２の１（２）①～③に掲げる者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。※第２の１（２）④及び⑤に掲げる者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| 【指定居宅介護】（９）3年以上介護等の業務に従事した居宅介護職員初任者研修修了者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注9の2 | □適□不適□該当なし |
| ３　重度訪問介護サービス費 | 【指定重度訪問介護】（１）区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定事業所の従業者が指定重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①次のイ及びロのいずれにも該当していること。イ　2肢以上に麻痺等があること。ロ　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のaからdまでに掲げる項目について、それぞれaからdまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。a　歩行「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」b　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」c　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」d　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」②平18厚告第543号第4号「厚生労働大臣が定める基準」を満たしている（同告示別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である）こと。 | ・平18厚告第523号別表第2の1の注1・平18厚告第543号第4号 | □適□不適□該当なし |
| ３　重度訪問介護サービス費 | 【指定重度訪問介護】（２）平成18年9月30日において現に日常生活支援(廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表(旧介護給付費等単位数表)の1の注5に規定する日常生活支援)の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。①区分3以上に該当していること。②日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること | ・平18厚告第523号別表第2の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（３）（１）の①又は②に掲げる者であって、区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から指定重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。また、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の1の注2の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（４）第２の１（３）に掲げる者が、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の1の注4・平18厚告第548号第7号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（５）第２の１（３）に掲げる者（⑥除く）が、（１）の①に掲げる者であって、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対し指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。①次のイ及びロのいずれにも該当していること。イ　四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者ロ　次のa又はbのいずれかに該当していること。a　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者b　最重度の知的障害のある者②平18厚告第543号第4号「厚生労働大臣が定める基準」を満たしている（同告示別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である）こと。 | ・平18厚告第523号別表第2の１の注5・平18厚告第543号第4号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（６）第２の１（３）に掲げる者（⑥除く）が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ４　同行援護サービス費 | 【指定同行援護】（１）別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、指定事業所の従業者が指定同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号　第8号 | ・平18厚告第523号別表第3の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（２）第２の１（４）に掲げる者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※第２の１（４）①にみなされる者又は第２の１（４）②のうち障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者が、指定同行援護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第3の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（３）第２の１（４）に掲げる者であって盲ろう者向け通訳・介助員である者が、（１）の基準を満たしている者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者（盲ろう者）に対して指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。※（２）のただし書きにも該当する場合は、（２）の減算を併せて算定する。 | ・平18厚告第523号別表第3の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【指定同行援護】（４）区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。また、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第3の1の注4の2、4の3 | □適□不適□該当なし |
| ５　行動援護サービス費 | 【指定行動援護】（１）次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、指定事業所の従業者が指定行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①区分3以上に該当していること。②平18厚告第543号第12号「厚生労働大臣が定める基準」を満たしている（同告示別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である）こと。 | ・平18厚告第523号別表第4の1の注1・平18厚告第543号第12号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定行動援護】（２）第２の１（５）に掲げる者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第4の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| ５　行動援護サービス費 | 【指定行動援護】（３）行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。 | ・平18厚告第523号別表第4の１の注5 | □適□不適□該当なし |
| ６　同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算 | 【指定居宅介護】（1）指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定事業所等と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者又は指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合に、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。また、指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注9の3 | □適□不適□該当なし |
| ７　支援シート未作成減算 | 【指定行動援護】（１）指定行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第4の1の注2の2  | □適□不適□該当なし |
| ８　2人の従業者により行った場合 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定サービスを行った場合に、それぞれの従業者が行う指定サービスにつき所定単位数を算定しているか。（重度訪問介護のみ）また、新任従業者に対し、当該利用者に熟練した従業者の同行が必要と認められる場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。※別に厚生労働大臣が定める要件…平18厚告第546号第1号参照 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注10・平18厚告第523号別表第2の1の注7・平18厚告第523号別表第3の1の注5・平18厚告第523号別表第4の１の注4・平18厚告第546号第1号 | □適□不適□該当なし |
| ９　夜間早朝・深夜加算 | 【指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護】（１）夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注11・平18厚告第523号別表第2の1の注8・平18厚告第523号別表第3の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 10　特定事業所加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定事業所が、指定サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第1号（指定居宅介護）、第5号（指定重度訪問介護）、第9号（指定同行援護）、第13号（指定行動援護）参照 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注12・平18厚告第523号別表第2の1の注9・平18厚告第523号別表第3の1の注7・平18厚告第523号別表第4の１の注6・平18厚告第543号第1号、第5号、第9号、第13号 | □適□不適□該当なし |
| 11　特別地域加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定サービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める地域…平21厚告第176号参照 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注13・平18厚告第523号別表第2の1の注10・平18厚告第523号別表第3の1の注8・平18厚告第523号別表第4の１の注7・平21厚告第176号 | □適□不適□該当なし |
| 12　緊急時対応加算 | 【４事業共通】（１）利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が個別支援計画の変更を行い、当該事業所の従業者が当該利用者の個別支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定サービスを緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。※指定居宅介護においては、居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注14・平18厚告第523号別表第2の1の注11・平18厚告第523号別表第3の1の注9・平18厚告第523号別表第4の1の注8 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た事業所の場合、（１）の所定単位数にさらに加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注15・平18厚告第523号別表第2の1の注12・平18厚告第523号別表第3の1の注10・平18厚告第523号別表第4の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| 13　身体拘束廃止未実施減算 | 【４事業共通】（１）第4の29に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の1の注16・平18厚告第523号別表第2の1の注13・平18厚告第523号別表第3の1の注11・平18厚告第523号別表第4の1の注10 | □適□不適□該当なし |
| 14　福祉専門職員等連携加算 | 【指定居宅介護】（１）利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師等（以下「社会福祉士等」）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行ったときは、初回の指定居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の4の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 15　移動介護加算 | 【指定重度訪問介護】（１）利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定重度訪問介護】（２）別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。また、新任従業者に対し、当該利用者に熟練した従業者の同行が必要と認められる場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。※別に厚生労働大臣が定める要件…平18厚告第546号第1号参照 | ・平18厚告第523号別表第2の2の注2・平18厚告第546号 | □適□不適□該当なし |
| 16　移動介護緊急時支援加算 | 【指定重度訪問介護】（１）利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合に、利用者１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の2の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 17　行動障害支援連携加算 | 【指定重度訪問介護】（１）利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者（作成者）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第2の5の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 18　行動障害支援指導連携加算 | 【指定行動援護】（１）支援計画シート等を作成した者(作成者)が、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第4の4の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 19　初回加算 | 【４事業共通】（１）新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定サービスを行った日の属する月に指定サービスを行った場合又は当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回の指定サービスを行った日の属する月に指定サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の2の注・平18厚告第523号別表第2の3の注・平18厚告第523号別表第3の2の注・平18厚告第523号別表第4の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 20　利用者負担上限額管理加算 | 【４事業共通】（１）第２の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第1の3の注・平18厚告第523号別表第2の4の注・平18厚告第523号別表第3の3の注・平18厚告第523号別表第4の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 21　喀痰吸引等支援体制加算 | 【４事業共通】（１）喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※10の特定事業所加算の(Ⅰ)又は重度訪問介護においては３（３）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第1の4の注・平18厚告第523号別表第2の5の注・平18厚告第523号別表第3の4の注・平18厚告第523号別表第4の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　福祉・介護職員処遇改善加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号（指定居宅介護）第2号、（指定重度訪問介護）第6号、（指定同行援護）第10号、（指定行動援護）第14号参照 | ・平18厚告第523号別表第1の5の注・平18厚告第523号別表第2の6の注・平18厚告第523号別表第3の5の注・平18厚告第523号別表第4の5の注・平18厚告第543号第2号、第6号、第10号、第14号 | □適□不適□該当なし |
| 23　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号（指定居宅介護）第3号、（指定重度訪問介護）第7号、（指定同行援護）第11号、（指定行動援護）第15号参照 | ・平18厚告第523号別表第1の6の注・平18厚告第523号別表第2の7の注・平18厚告第523号別表第3の6の注・平18厚告第523号別表第4の6の注・平18厚告第543号第3号、第7号、第11号、第15号 | □適□不適□該当なし |
| 24　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定居宅介護）第3号の2、（指定重度訪問介護）第7号の2、（指定同行援護）第11号の2、（指定行動援護）第15号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第1の7の注・平18厚告第523号別表第2の8の注・平18厚告第523号別表第3の7の注・平18厚告第523号別表第4の7の注・平18厚告第543号第3号の2、第7号の2、第11号の2、第15号の2 | □適□不適□該当なし |
| 25　福祉輸送に係る許可 | 【４事業共通】（１）従業者が利用者の輸送を行う場合は、道路運送法に基づく許可又は登録を受けているか。※道路運送法に基づく許可又は登録…一般旅自動車運送（第4条）、特定旅客自動車運送（第43条）又は自家用有償旅客運送（第78条）参照※上記の許可・登録がない場合は、報酬算定の対象外となる。 | ・道路運送法第4条、第43条、第79条・介護輸送に係る法的取扱について（平成18年9月、国土交通省自動車交通局旅客課、厚生労働省老健局振興課、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課） | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | 【４事業共通】（１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名等 | 法令遵守責任者の氏名等 | 法令遵守責任者の氏名等 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則第34条の27、28 | □適□不適 |